

警報発令時等の対応について（生徒の皆さんへ）

令和6年5月
教務課

雨の季節が近づいてきました。警報発令時の対応について、以下の内容をよく確認しておいてください。

I. 大雨・台風時の警報（もしくは特別警報）の扱いについて

地域：「倉敷地域（ただし、倉敷市・総社市が対象なので注意）」

警報（もしくは特別警報）：「暴風」・「大雨」・「洪水」・「暴風雪」・「大雪」

①午前6時の時点で、上記の地域に、上記の警報（もしくは特別警報）がいずれか一つでも発令されている場合は、臨時休業（休校）とする。

②「倉敷地域（倉敷市・総社市）」以外に住んでいる場合で、その地域に上記の警報（もしくは特別警報）が発令されている場合は、自宅待機とする。

ただし、警報（もしくは特別警報）が解除されたときは、学校に連絡し指示を仰ぐ。

③上記以外でも登校に危険を感じる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。

Q & A

Q：どんな時に臨時休業になりますか？

A：朝6時の時点で、倉敷地域（※）に、暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪の警報（もしくは特別警報）がいずれか一つでも発令されれば、臨時休業になります。
※倉敷地域と表示されても、倉敷市か総社市に警報がない場合は授業です。

Q：午前6時には警報が出ていないが、その後、登校前（もしくは登校中に）に警報（もしくは特別警報）が出たらどうしたらよいですか？

A：臨時休業（休校）となります。登校中の場合は、安全に気を付けて帰宅する。

2. 警戒レベル3以上の扱いについて

警戒レベル3「高齢者等避難」

警戒レベル4「避難指示」

学校所在地（倉敷市真備町箭田地区）

※警戒情報は、各市町村から
発令されるものです。

①学校所在地において「警戒レベル3」が発令されている場合は、通常通り登校とする。ただし、保護者の判断により登校を控えさせる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。

②学校所在地において「警戒レベル4」が午前6時現在で発令されている場合は、臨時休業（休校）とする。

③在宅地もしくは通学路において「警戒レベル3」が発令されている場合は、安全に気を付けて登校する。ただし、保護者の判断により登校を控えさせる場合は、学校に連絡のうえ、自宅待機とする。また、「警戒レベル3」以上がすべて解除されたときは、学校に連絡し指示を仰ぐ。